

けんせつ 西東京

発行所
 東京土建一般労働組合西東京支部
 西東京市保谷町 6-8-18
 電話 042 (461) 1045
<http://www.nishitokyo-doken.jp/>
 代表者 唐 謙 昭 二
 発行者 唐 佐 藤 正 広
 編集 教 宣 部

秋の拡大月間目標

分会	目標
1分会	6
2分会	4
3分会	4
4分会	5
5分会	5
6分会	5
7分会	4
8分会	6
直 属	31
合 計	70

【組織部長・本間益仁】
 いよいよ秋の拡大月間
 が始まりました。コロナ
 ウイルスが世界各国で猛
 威をふるい、日本でも多
 数の患者と死者が発生し
 ています。
 西東京市においても、
 三多摩地域で、一人当
 たりの感染者数が一番高
 い状態が続いています。
 組合活動も支部執行委員
 会、分会執行委員会、群
 2022年支部創立60周
 の仲間の力を結集し、
 今年秋の目標は、支
 部大会で確認された、新
 組織拡大・確立強化の「3
 カ年計画」指標に示した、
 「全群・全分会・全世代
 の仲間」の力を結集し、
 今年秋の目標は、支
 部大会で確認された、新
 組織拡大・確立強化の「3
 カ年計画」指標に示した、
 「全群・全分会・全世代
 の仲間」の力を結集し、



新型コロナウイルス「持続化給付金」

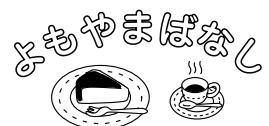
(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人
 事業者等の方向け) について

【給付額】
 個人事業者
 は100万円
 【給付対象】
 フリーラン
 スを含む個人
 事業所の方
 で、雇用契約
 によらない、
 業務委託等に
 基づく事業活
 動からの収入
 を、主たる収
 入として、税
 務上の雑所得
 又は給与所得
 で、確定申告

【給付対象の方の一例】
 雇用契約によらず、業
 務委託契約・請負契約等
 に基づく事業活動からの
 収入がある方で、これら
 の収入を確定申告におけ
 る主たる収入として、税
 務上の雑所得又は給与所
 得で、確定申告をしてい
 る方等が対象となります。
 【申請方法】
 西東京支部での相談窓
 口を開設しています。
 *感染症対策として、事
 前の電話予約をお願いします。

支部集団健康診断

と き 11月15日(日)
 と ころ 東京土建練馬支部
 申込締切 10月末日
 ※いつもの健診と変更点があります。
 申込の詳細は配布したチラシをご確認ください。
 ご不明な点は支部事務所まで。



としまえん
 が8月31日
 で94年の歴史に
 幕をおろし
 た。西東京支
 部でも10年程
 前から後継者
 対策部は支部
 の行事として
 としまえんでのBBQ
 を開催していて、お世話
 になっていた。コロナの
 関係がなければ今年も最
 後のとしまえんBBQ
 を開催する予定だった
 が、残念ながら開催でき
 ずにお別れとなつてし
 まった。個人的にも子ど
 もの頃にプールや遊園地
 に家族で行った思い出が
 ある。波のプールや流れ
 るプールは芋洗状態であ
 る。大人になり、めっき
 り行く機会はなくなつて
 しまったけれど、存在が
 当たり前だと思つていた
 ものがなくなるのは悲し
 い。コロナ禍で業績悪化
 により閉店する店も増え
 てきた今日。当たり前
 があると思わず過ごすこ
 とが大切だと感じる。と
 まえん、94年間楽しませ
 てくれてありがとう。

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、
生活が著しく困難になり、次のいずれかの
要件を満たす方は保険料が減免となります。

【対象となる保険料：2020年2月から2020年9月分まで(8カ月分)】

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡した組合員

⇒ 保険料を全額免除

※新型コロナウイルス感染症で死亡したことを証明する書類が必要です。

②主たる生計維持者(世帯主)が重篤な傷病を負った組合員

⇒ 保険料を全額免除

※新型コロナウイルス感染症で入院したことを証明する医師の診断書が必要
です。

③組合員の収入減少(※)が見込まれる組合員

⇒ 保険料の全額又は一部を減額

※収入減少について

組合員の事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが
前年に比べて30%以上減少する見込みであること。

- 収入の減少率に応じた下記の減免割合を基準に免除期間を決定
します。

収入の減少率	保険料の減免割合
50%以上	全額(8カ月相当分)
40%以上 50%未満	3/4(6カ月相当分)
30%以上 40%未満	2/4(4カ月相当分)

※2019年の収入及び2020年の収入の減少を証明する書類等が必要です。

※収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス
感染症の影響ではない場合は対象になりません。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
西東京支部または東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)にお問い
合わせ下さい。

なお、申請の窓口は西東京支部になります。